

GAPアドバイザー技量認定制度実施要綱

(一社) GAP普及推進機構

1. 目的

持続可能な農業を進めていくためには、農業経営に潜むリスクを適切に評価し、その管理を継続的に行っていくことが重要である。

そのための手段の一つとして、GAPを積極的に活用していくことが求められている。

この目的を達成するためには、特にGAPの指導を行う立場の者について、必要な資質を備えかつGAPに対して適切に理解をしていることが必要である。

このため、GAPについて適切にアドバイスをできる能力を有する者を「GAPアドバイザー技量認定者」として資格認定（資格名称：GAPアドバイザー）することにより、GAPの普及・推進を図ることを目的とする。

2. 審査委員会

- ① (一社) GAP普及推進機構（以下「機構」という。）は、本認定制度による認定を進めるために、審査委員会を設置する。
- ② 審査委員会は複数名の委員で構成し、委員長及び副委員長をおく。
- ③ 委員は、機構の会員及び顧問の中から機構理事長が指名し、委員長及び副委員長についても機構理事長が指名する。
- ④ 委員は、必要に応じ、機構の会員及び顧問以外の学識経験者に委嘱することができる。
- ⑤ 委員の任期は、指名の日から翌々年度の末日までとする。
- ⑥ 委員は、再任することができる。

3. 認定と費用

- ① GAPについての知識・経験にかかる審査及び小論文による審査を行い、合格したものを「GAPアドバイザー技量認定者（以下「認定者」とする。）」として認定する。
- ② 申請時には機構が定める申請費用を支払い、審査に合格した時には機構が定める認定費用を支払う。
- ③ 認定者には、登録番号及び登録証（認定カード）を発行する。
- ④ 認定者は、機構の会員として活動を行うこととし、機構が定める会費区分に応じて入会金及び年会費を支払う。

4. 認定期間及び更新

- ① 認定期間は、認定された日から翌々年度の末日までとする。
- ② 認定期間の更新を希望する認定者は、認定期間が終了するまでに機構に申し出る。
- ③ 認定期間の更新は4月1日から3年間とする。
- ④ 認定期間の更新にあたり、認定者は機構が定める更新費用を支払う。

5. 認定の取り消し

- ① 機構は、認定者としてふさわしくない行為があったと認めた場合には、認定を取り消すことができる。
- ② 認定期間終了までに更新手続きを行わなかった場合、認定者の認定は取り消される。
- ③ 認定期間中に認定者としての活動が行われなかった場合、更新が認められないことがある。

6. その他

- ① 機構の既会員（正会員及び賛助会員であり、合格時の入会を含む。）については、上記費用についての特例を設ける。
- ② この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和3年3月3日に策定する。

この要綱は、令和3年5月1日に改定する。